

令和4年10月1日から難病医療費助成制度（「高額かつ長期」）が見直されます

1. 改正概要

児童福祉法に基づく医療費助成制度（小児慢性特定疾病医療費助成制度）から難病法に基づく医療費助成制度（難病医療費助成制度）に移行する方に関して、「高額かつ長期」の適用要件である「医療費総額が5万円を超える月が6回以上ある場合」について、難病の支給認定を受ける以前の小児慢性特定疾病医療費の実績もカウントできることとなります。

【現行】

難病医療費の実績のみカウント可

【改正後】

難病医療費に加え、難病の支給認定を受ける以前の小児慢性特定疾病医療費の実績もカウント可

2. 改正後に「高額かつ長期」を申請する際に必要な書類

令和4年10月1日以降、小児慢性特定疾病医療費助成制度から難病医療費助成制度に移行する方が「高額かつ長期」を申請する際は、特定医療費自己負担上限額管理票に加え、小児慢性特定疾病医療費医療受給者証及び小児慢性特定疾病医療費自己負担上限額管理票を提出いただくこととなります。

【参考】「高額かつ長期」制度とは

階層区分が一般所得Ⅰから上位所得の方で、申請日が属する月を含む過去12か月以内に、指定難病に係る医療費総額が5万円を超える月が6月以上（支給認定期間中の月数のみが対象）ある方は、自己負担上限額が減額される特例です。

階層区分	階層区分の基準		患者自己負担割合：2割		
	（一般所得Ⅰ～上位所得の方は 市町村住民税 所得割額）		（1割負担者を除く）		
			自己負担上限額		
			（外来＋入院＋薬代＋訪問看護費用）		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村住民税非課税世帯	本人収入 80万円以下	2,500	2,500	
低所得Ⅱ		本人収入 80万円超	5,000	5,000	1,000
一般所得Ⅰ	課税以上～7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	7.1万円～25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		